

議案第71号

北名古屋市職員定数条例の一部改正について

北名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年12月4日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、職員の定数管理を適切に行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

北名古屋市職員定数条例（平成18年北名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「473人」を「510人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。